

第2節 東北経済産業局	481
1. 主な動き（総論）	481
1. 1. 管内の経済状況	481
1. 2. 主な取組	481
1. 3. 東日本大震災に係る当局の対応	481
2. 総務企画部	482
2. 1. 一般管理・企画調整	482
2. 2. 統計調査	482
2. 3. 電力・ガス取引監視	483
3. 地域経済部	483
3. 1. 地域経済活性化	483
3. 2. 産業人材	484
3. 3. 研究開発・技術振興	485
3. 4. 新規事業支援	487
3. 5. 情報化	487
4. 産業部	488
4. 1. 産業振興	488
4. 2. 通商・国際化	488
4. 3. 中小企業	489
4. 4. 流通・商業	491
4. 5. 消費者保護	492
4. 6. アルコール	492
5. 資源エネルギー環境部	493
5. 1. 電気・ガス	493
5. 2. 省エネルギー・新エネルギー	494
5. 3. 資源・燃料	495
5. 4. 環境・リサイクル	496

## 第2節 東北経済産業局

### 1. 主な動き（総論）

#### 1. 1. 管内の経済状況

2017年度の東北地域経済は、生産活動は生産用機械、電子部品・デバイスが高水準であり、全体として持ち直しの動きがみられ、また、公共投資や住宅着工は高水準で推移し、雇用環境の改善も続くなど、総じてみれば、個人消費など一部に弱い動きが見られるものの、緩やかな持ち直し傾向が続いた。

一方で、東日本大震災の被災地域では、被害の大きさや地域の産業構造等により、雇用のミスマッチや水産加工業の販路開拓、商業まちづくりなど、地域特有の課題が生じている。

#### 1. 2. 主な取組

##### (ア) 主要施策の推進

中期政策（2016年度～2018年度）に掲げられた主要施策に対し、進捗を確認しつつ、具体的な施策を実施した。

##### (イ) 組織体制

2017年12月22日より地域未来投資促進室を設置した。

#### 1. 3. 東日本大震災に係る当局の対応

##### (ア) 組織体制

地域経済部地域経済課東日本大震災復興推進室を中心として、東北経済産業局内関係課室が横断的に取り組んだ。

また、福島原子力災害対策センター（福島オフサイトセンター）、関係各機関（復興庁、環境省、原子力被災・津波被災自治体、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チーム））に対し職員を派遣するとともに、各経済産業局から職員の応援派遣を受け、復興関連業務の執行に当たった。

##### (イ) 復興支援施策等のPR及び執行

政府の主な復興対策支援（当初予算）として、東日本大震災復興特別貸付、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金、二重ローン対策、風評被害対策、原子力災害による被災事業者の自立支援事業をはじめとする「福島・被災地復興の加速」の予算措置が講じられた。

これを受け東北経済産業局としては、施策説明会開催による施策PRや個別相談対応を行ったほか、県や市町村との強固な連携を組み、各種支援制度のきめ細かな執行に対応した。

特に、福島県の原子力発電所立地周辺地域に対しては、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金、風評被害対策の一環としての放射線量測定指導・助言事業、グループ補助金などに重点をおいた施策を実施した。

##### (A) グループ補助金の執行状況

地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画に基づいて、施設等の復旧・整備を行う必要な経費の一部を補助した。2017年度末までの交付決定件数は、東北管内で623グループになっている。また、従前の施設等への復旧では売上回復等が困難な場合における新分野需要開拓等を見据えた新たな取組も支援の対象とし、復旧の促進を図った。

##### (B) ふくしま産業復興企業立地補助金

東日本大震災及び原子力発電所事故からの福島県産業の復興再生を進めるため設けられた「ふくしま産業復興企業立地補助金」の活用を促すための広報活動等を行った。

##### (C) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、茨城県）及び福島県全域（避難指示区域等を除く。）の雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図るための企業立地補助制度の活用を促すため広報活動、公募説明会、申請に係る事前相談等を行った。

##### (D) 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

被災者の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、福島県の避難指示区域等を対象に、雇用の創出及び産業集積を図るための企業立地補助制度の活用を促すため広報活動、公募説明会、申請に係る事前相談等対応を行った。

##### (E) 仮施設整備事業の整備状況

地域の雇用・経済を支える中小企業の早期復興を図るため、工場や店舗の事業基盤の再整備を図るまでの支援として、独立行政法人中小企業基盤整備機構が主体となり、自治体の要望を受けて仮設店舗・仮設工場等の整備を行った。2017年度末までの整備件数は、東北管内で588件となっている（竣工箇所数）（2016年度末：587件）。

##### (F) 二重債務対策

2011年度に東日本大震災被災4県（青森県、岩手県、宮城県、福島県）に設立した「産業復興相談センター」において、被災事業者の二重債務対策を実施した。2017年度末までに相談受付件数は5,193件となった。主な支援実績として、金融機関等による金融支援について合意した件数は944件、うち産業復興機構による債権買取決定件数は337件（うち茨城・千葉36件）となった。

#### (G) 風評被害対策の一環としての放射線量検査支援

福島県を中心とする企業等（福島県に隣接する被災県も含む）からの要請に応じ、現地又は福島市内事務所にて工業製品等の表面汚染測定又は各種分析等に基づく指導・助言及び同測定に関する情報提供等を実施した。

#### (ウ) 沿岸被災地域の早期復興に向けた水産加工業等の振興

沿岸被災地域の早期復興を目的に商工団体、行政、支援機関で構成、平成27年度に設置した「三陸地域水産加工業等振興推進協議会」を通じて、三陸ブランドの価値向上に向けた基礎調査や、域内水産加工業者の連携促進に向けたフォーラム開催、国内・海外販路開拓支援などを関係支援機関との協力連携のもと引き続き行った。

## 2. 総務企画部

### 2. 1. 一般管理・企画調整

#### (ア) 施策に係る企画調整

##### (A) 地域活性化に関するセミナー

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う経済波及効果を地域活性化に繋げていくとともに、被災地復興の姿を世界に発信する大きな機会として捉え、東北管内自治体・事業者等に対し取組等に関する調査を実施した。調査結果を踏まえ、取組の加速化、レガシーの創出を目指し、事例紹介等のセミナーを開催した。（2018年2月1日：仙台市）

##### (B) 地域サポーター

地域との連携強化のため、全職員が担当県の総合窓口（地域サポーター）となり、施策情報の発信や活用促進等を行っている。2017年度は、各県チーム毎に、自治体との意見交換や企業訪問、施策説明会等を実施した。また、活動の側面支援として、局内施策勉強会や活動報告会等を行った。

##### (C) 地域経済分析システム（RESAS）の普及・利活用

#### 支援

地方創生の実現のため、地方自治体による地方版総合戦略の策定及び実行を支援するツールとして内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が提供している地域経済分析システム（RESAS）について、管内自治体等への普及・利活用支援を行った。具体的には、「地域経済分析システム普及活用支援調査員」を3名雇用し、東北各地において説明会や研修会等を75回開催した。また、「RESASを活用した施策立案支援事業」を実施し、管内4団体（地方自治体、金融機関）に対するハンズオン支援を行った。さらに、RESASの活用を含む「エビデンスに基づく政策立案（EBPM）」の推進のため、地方自治体職員等を対象にした「EBPM実践セミナー」を2会場で開催した。（2018年1月30日：仙台市、2018年1月31日：盛岡市）

##### (D) 地方創生コンシェルジュ

地方自治体が地方創生の取組を推進するに当たり、国の相談窓口となる「地方創生コンシェルジュ」が2015年2月より設置されている。東北経済産業局では各県3名の職員をコンシェルジュに任命し、相談対応等を行った。

##### (イ) 情報システムの整備及び管理

東北経済産業局内の業務効率化と情報共有化を促進するため、業務支援システムの開発、更新、運用等、業務環境の整備を行った。

##### (ウ) 広報・情報公開

##### (A) 広報

局の施策等の情報発信のため、ホームページやメールマガジンによる発信、東北経済産業局パンフレットの作成、局長プレス懇談会（毎月）の開催等を行った。また、庁舎1階ロビーの「行政情報プラザ」にて、局の施策・管内企業の製品等の展示を通年行った。

##### (B) 情報公開

2017年度は情報公開法に基づく16件の情報開示請求を受理した。

### 2. 2. 統計調査

#### (ア) 基幹統計調査

経済産業省が所管する基幹統計調査のうち次の統計調査事務を実施した。

##### ・経済産業省生産動態統計調査

##### (イ) 経済動向等の作成・公表

生産動態統計調査、商業動態統計調査、企業ヒアリング、各種統計指標等を基に以下の資料を取りまとめ公表した。

- ・管内経済動向（毎月）
- ・東北地域の鉱工業生産動向（毎月）
- ・東北地域百貨店・スーパー販売額動向（毎月）
- ・地域経済産業調査結果（年4回）
- ・東北経済のポイント（毎年）

## 2. 3. 電力・ガス取引監視

### (ア) 電気事業の監査

電気事業法第 105 条及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第 21 条の規定に基づき、一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者に対して、電気事業監査（約款の運用等に関する監査、託送供給等に伴う禁止行為に関する監査）を実施した。（実施件数：4 件）

### (イ) ガス事業の監査

ガス事業法第 170 条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 22 条第 4 項の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者に対して、ガス事業監査（約款の運用等に関する監査、財務諸表に関する監査、部門別収支に関する監査、託送供給収支に関する監査、託送供給に伴う禁止行為に関する監査）を実施した。（実施件数：一般ガス導管事業者：33 件、特定ガス導管事業者：2 件、旧一般ガスみなしガス小売事業者：1 件）

### (ウ) 意見聴取に対する回答

東北経済産業局長に権限委任されている電気事業及びガス事業の許認可等に係る電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取に対する意見を回答した。（回答件数：電気事業法関連 1 件、ガス事業法関連 24 件）

### (エ) ガス事業関係報告等

#### ① 定期報告

ガス関係報告規則に基づき、ガス小売事業者（旧簡易ガス事業者等を除く）、一般ガス導管事業者等から、ガス販売量、契約状況等のガス取引の監視に必要な情報を定期的に収集した。（毎月：33 件及び 37 件、四半期毎：34 件）

#### ② 特別な事後監視

経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス（又は簡易ガス）の利用率が 50%を超える事業

者を対象に「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行なわれないよう料金水準を監視するため、報告徴収により必要な情報を収集した。（四半期毎：100 件）

### (オ) 電力・ガス小売全面自由化に関する説明会

#### ① 電力及びガスの小売全面自由化等に関する普及・啓発

2016 年 4 月からの電力小売全面自由化の進展状況及び 2017 年 4 月からのガス小売全面自由化の内容、小売事業者を選ぶ際のポイントや留意点等について周知するため、市民団体等主催のセミナーに講師を派遣した。（2017 年 5 月 20 日、8 月 26 日：宮城県仙台市）

## 3. 地域経済部

### 3. 1. 地域経済活性化

(ア) 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（地域未来投資促進法）の施行等

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、技術的効果を最大化する地方公共団体の取組を支援し、地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的とした地域未来投資促進法の趣旨に基づき、市町村が「基本計画」を策定している。

2017 年度は、東北地域においては 21 の基本計画が策定され、国が同意している。

「地域未来投資促進法」に基づく基本計画の同意件数

県名	件数
青森県	3
岩手県	1
宮城県	4
秋田県	3
山形県	3
福島県	7

※ 2017 年度末現在

### (イ) 商工業の振興に関する業務

#### (A) 「商工会議所法」の施行

(B) 商工会議所の振興を図るために、管内商工会議所に対する各種指導業務を行った。具体的には、2017 年度は管内商工会議所の周年記念事業、東北六県商工会議所連合会定期総会等各種事業に出席した。

#### (C) 「不公正な取引方法に係る協力学ーム」の構築

2008年3月25日以来、経済産業省と公正取引委員会は不公正な取引方法に係る独占禁止法違反秘疑行為に関する情報を効果的に収集し、機動的に調査・処分を行うため、「不公正な取引方法に係る協カスキーム」を構築している。

事業者等から不公正な取引方法等に係る相談がなされたときには、競争環境整備室、中小企業課及び資源・燃料課が、事務処理マニュアルに基づき対応している。

(ウ) 生産性向上設備投資促進税制に関する業務

産業競争力強化法(2013年1月20日施行)に基づき、生産性の向上につながる設備投資の促進を目的に設けられた本税制措置の周知活動並びに投資計画の確認を行った。(確認件数 1,215件 2017年度以降申請受付終了。)

(エ) ものづくり日本大賞に関する業務

「第7回ものづくり日本大賞」の受賞者が決定し、経済産業大臣賞、優秀賞、東北経済産業局長賞の表彰式を行った。東北地域においては、経済産業大臣賞4件、特別賞2件、優秀賞2件、東北経済産業局長賞10件となった。

(オ) 地域中核企業創出・支援事業の実施

地域経済の活性化のためには、地域を牽引する「地域中核企業」を数多く創出し、その成長を支援することが重要であることから、地域企業の事業化戦略の策定や販路開拓等を支援する事業を実施した。2017年度の委託契約件数は26件。

(カ) 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の施行

中小企業から認定申請のあった特定研究開発等計画の認定(33件(2017年度新規))を行った。

(キ) 業種別施策の推進

(A) 機械工業

東北地域における機械工業の振興について関連する業界等の状況を把握するとともに、技術動向の情報提供や技術開発施策のPR等を通じた支援を行った。

(B) 航空機並びに武器等製造業

(a) 「航空機製造事業法」の施行

航空機用機器製造証明(4件)、航空機修理確認(15件)等に係る届出の受理を行った。

(b) 「武器等製造法」の施行

軽微な製造の許可(44件)等を行った。

(c) 航空機産業の振興

東北航空宇宙産業研究会、地方自治体等との連携のもと、

東北における一貫生産体制のサプライチェーン構築に向けた支援を行った。

具体的には、航空機産業参入促進のためのセミナー開催や情報提供、中小企業への専門家派遣による品質管理システム等の高度化支援や技術者資格取得支援を実施した。また、北海道地域と連携した東北・北海道展示会共同出展、国内川下企業とのビジネスマッチングにより販路拡大に向けた支援を実施した。

(C) 鉄鋼業

基礎素材の需給動向を把握するため、管内鉄鋼メーカー2社から四半期毎に生産計画の確認を行った。

(D) 化学工業

化学兵器禁止条約及び関連国内法に基づく対象事業所の届出に係る受付事務を行った。また、対象事業所に対する国際査察の受入れに対応すべく当該査察に伴う事前指導を行った。

(E) 繊維業

セルロースナノファイバーの普及啓発を目的に、宮城県と共催でフォーラム(2017年7月)を開催した。

(F) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の施行

象牙製品小売事業者の事業届出受理等を行った。2017年度の事業届出書数は78件、変更届出書数は36件、廃止届数は36件。

(G) 伝統的工芸品産業の振興

伝統的工芸品産業の振興に資するため、9産地組合等が行う後継者育成事業、需要開拓事業等振興事業に対する補助金の交付を行った。また、伝統的工芸品産業従事者等の意識の高揚を図るため、2017年11月に伝統的工芸品産業功労者表彰を実施した。

また、2017年11月30日には、福島県の「奥会津昭和からむし織」が、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に定める伝統工芸品として、新たに指定された。これにより、東北経済産業局管内での経済産業大臣指定品目は23品目となった。

### 3. 2. 産業人材

(ア) 東北地域中小企業・小規模事業者人材確保支援等事業(委託事業)

東北一体となったUIJターンを促進するとともに、地域

中小企業の意識改革を促し、地域中小企業が様々な実務経験者を有する戦力人材を地域内及び首都圏等から早急に、また将来的に確保できる環境を整備するため、東北地域への UIJ ターン人材の新たな掘り起こしと地元企業の魅力づくりを支援し、中長期的な人材環流のための仕組みづくりを行った。

2017 年度の交付決定件数は 7 件。

(A) 東北地域 UIJ ターン促進事業

UIJ ターンに関心を有している、キャリアチェンジやセカンドキャリアを検討している首都圏等の人材(若手社会人・女性・シニア)に対する普及啓発により潜在的な UIJ ターン人材を開拓し、UIJ ターン予備軍の形成を支援するとともに、地域中小企業とのマッチング機会の提供を行った。

(B) 東北地域中小企業・小規模事業者人材確保・定着支援事業

地方自治体・金融機関・商工団体等と連携し、地域中小企業の人材ニーズの掘り起こしと、企業の人材確保・育成にかかるハンズオン支援、魅力発信を行うことで「人の採れる企業」づくりを支援した。

(イ) 東日本大震災被災地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業(委託事業)

被災地域の中小企業・小規模事業者の将来像や経営課題を踏まえ、企業の成長・発展に資する真に必要な人材像を明確化するとともに、その人材の確保・定着までを一貫的に支援し、また、首都圏等から被災地域への人材還流を促進するとともに、被災地企業と必要な人材が適切にマッチングできる環境づくりを行った。

2017 年度の交付決定件数は 4 件。

(A) 東日本大震災被災地域 UIJ ターン等促進事業

被災地企業が様々な実務経験等を有する戦力人材を地域内及び首都圏等から早急に、また、将来的に確保されるよう首都圏等からの UIJ ターンを促進した。

(B) 東日本大震災被災地域人材確保支援事業(被災地企業に対する「ステップ・ゼロ」からの支援事業)

被災地域の地方自治体・金融機関・商工団体等と連携し、被災地企業の経営課題発掘から必要な人材像の確立、実際の人材確保に至るまでの取組、被災地企業に関する情報発信等を総合的に支援した。

(ウ) 「ダイバーシティ経営」推進に関する取組

「新・ダイバーシティ経営企業 100 選」に関する周知、取組企業の発掘を行った。2012 年度から累積で 226 社が表彰され、2017 年度は全国から 21 事業者、東北地域から 3 事業者が受賞した。

(エ) 産学連携サービス経営人材育成事業(補助事業)

サービス産業の活性化・生産性向上に向け、次代の経営人材・マネジメント人材を育成する専門的・実践的な教育プログラムを産業界と連携して開発する大学への支援を実施した。

2017 年度の交付決定件数は 1 件。

(オ) 社会人基礎力の育成

社会人基礎力の育成を図るため、セミナー等の開催に協力した。

(カ) キャリア教育表彰事業

「キャリア教育アワード」及び「キャリア教育連携推進表彰」事業において、関係機関への周知、案件発掘を行った。

### 3. 3. 研究開発・技術振興

(ア) 産学官の連携推進に関する業務

東北地域の産学官連携の実質かつ着実な進展を図るため、大学関係者への情報提供の場として東北地域リエゾン・ネットワーク会議を開催した。

また、各大学等における研究企画会議等に参加し、大学等との産学官連携の深化に努めた。

(イ) 戦略産業の推進に関する業務

(A) 概要

東北地方産業競争力協議会(2014 年 4 月「地域の資源と企業が輝く東北の舞台づくり」～東北地方産業競争力協議会のまとめ～)において戦略産業に特定された自動車関連産業分野及び医療・福祉機器関連産業分野における取組を重点的に実施した。

(B) 実施した取組等

各産業分野において、地方自治体等との連携・役割分担をも図りつつ、各事業を実施した。研究会活動等による産学官連携促進や展示会への共同出展、マッチングイベントの開催等を通し、各種施策を総動員して地域イノベーションを促進し、地域経済の自立的発展の基盤強化に資することを目的として取り組んだ。

(a) 技術革新や事業化に関する研究会活動

東北自動車イノベーション創出会議の開催、自動車産業参入に向けた技術分野・地域毎の研究会活動支援(自動車関連産業分野)、東北地域医療機器産業支援ボード(医療・福祉機器関連産業分野)参加ほか。

(b)セミナー、マッチング会の開催や展示商談会への出展  
＜自動車関連産業分野＞

自動車産業トップマネジメントセミナーの開催(郡山市、鶴岡市、石巻市、会津若松市、秋田市)、東北モーターショーin 仙台に出展(2018年2月)、東北地域ものづくり企業基礎力向上セミナーの開催(2018年3月)。

＜医療・福祉機器関連産業分野＞

メディカルショージャパン&ビジネスエキスポ 2017「医療用機能・要素部品パビリオン」(2017年6月)、メディカルクリエーションふくしま2017(2017年10月)、医療機器の開発及び展開のための研究会(2018年3月)の開催ほか。

＜半導体関連産業分野＞

セミコン・ジャパン2017(2017年12月)に出展支援ほか。

(ウ) 技術振興に関する業務

(A) 地域技術の振興

(a) 新規産業創出に向けた技術開発の促進

産学官連携を通じた地域のイノベーション創出による地域技術力の向上及び活性化を目的に、以下の研究開発事業の公募・採択を図った。また、これら研究開発制度の周知と地域全体の提案力の向上を目的として、公募前に仙台市において、他機関と連携し研究開発関連事業等公募説明会を開催した。さらに、2017年度補正予算事業及び2018年度当初予算事業に関し2か所において同様に他機関と連携し説明会を開催した。

・戦略的基盤技術高度化支援事業(補助事業)

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業のものづくり基盤技術(鋳造、鍛造、切削、めっき等)に資する革新的かつ製品化につながる可能性の高い研究開発等を行う提案に対して補助した。

2017年度の交付決定件数は36件。補助事業継続件数は23件。

・ものづくり・商業・サービス革新事業

ものづくり中小企業・小規模事業者の競争力強化を支援し我が国製造業を支えるものづくり産業基盤の底上げを図るために措置された補助事業の活用を促すため、地域事

務局と連携して施策説明会等を行った。

・地域未来投資の活性化のための基盤強化事業(補助事業)

公設試等に対するIoT設備等の導入を支援すること等を通じ、地域企業によるIoT関連技術の活用を促す環境を整え、地域イノベーション創出のための新たな基盤を整備することを目的に、公設試が行う研究開発設備の導入に対して補助した。

2017年度の交付決定件数は2件。

(b) 工業標準化関係

管内のJISマーク表示認証取得事業者に対して立入検査を実施した。

(エ) 知的財産権制度に関する業務

(A) 知的財産権制度に関する交付事務、情報提供

東北地域における知的財産権制度(特に、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権からなる産業財産権制度)の普及及び特許情報等の活用の促進を図るため、登録原簿の認証謄本の交付、特許料等の軽減申請に係る確認書の交付などを実施した。

(B) 東北地域知財経営普及啓発・人材育成事業

域内での知財意識を再喚起し、中小企業及び各種機関関係者に対する知財経営に関する意識啓発、企業における知財人材の育成を図るとともに、知財経営支援ネットワークの構築を図ることを目的に、「聞いてみよう!知財活動実践事例」(仙台市・盛岡市)及び「知財経営セミナー」(仙台市・盛岡市)を開催した。

(C) TOHOKU 地域ブランド創成支援事業

域内での地域団体商標等の一般への制度普及、理解の向上を図るとともに、地域団体商標等を活用した新たな地域ブランドの創成、ブランド化の促進を図ることを目的に、ビジネスマッチ東北2017に「TOHOKU 地域ブランド創成」ブースを出展した。また、域内の2つの個別地域・団体に対して、支援人材派遣による集中支援を実施した。

(D) TOHOKU デザイン創造・活用支援事業

中小企業等におけるデザイン等の活用による商品の販売促進とブランド化支援、東北地域におけるデザイン等に対する意識啓発、デザイン等の創造・保護・活用促進を目的に、「おいしい東北パッケージデザイン展2017」を開催した。また、関係者のネットワーク構築を目的に、「『おいしい東北パッケージデザイン展2017』フォーラム・表彰式・交流会」を開催した。

#### (E) 中小企業等外国出願支援事業（補助事業）

域内の中小企業支援センターが中小企業者の戦略的な外国への特許出願等の促進を支援する事業に係る費用に対して補助した。

2017年度の交付決定件数は6件。

### 3. 4. 新規事業支援

#### (ア) 創業支援・ベンチャー企業の振興に関する業務

##### (A) 創業支援事業計画の認定

2013年度より、産業競争力強化法に基づき、市区町村が地域の様々な創業支援事業者（地域金融機関、NPO法人、商工会議所、商工会等）と連携して策定する「創業支援事業計画」を認定しているが、2017年度は東北管内において、新たに13計画（13市町村）を認定した。

また、既に計画認定を受けた18市町村に対して、創業支援に係る専門家を派遣し、創業支援事業の実施状況をヒアリングするとともに、指導・助言を行った。

##### (B) 創業支援者向けの支援

2017年9月21日、独立行政法人 中小企業基盤整備機構 東北本部との共催により、東北地域における創業支援の理解促進、創業支援事業の質の向上等を目的として、「東北地域創業支援事業促進セミナー2017」を開催した。

また、2017年11月～12月にかけて、同じく独立行政法人 中小企業基盤整備機構 東北本部との共催により、市町村の創業支援担当者等を対象に、創業相談の初期対応や創業支援に必要な初歩的知識の習得を目的とした「創業支援者向け講習会」を東北各県で開催した。

#### (イ) 企業支援者の連携強化に関する業務

##### (A) 東北支援人材サミットの開催

2014年度より、「東北地方産業競争力協議会」の提言に基づき、企業支援者等の機能・連携強化を目的として「東北人材サミット」を継続開催しているが、2017年度は、伴走型支援者のスキルアップを図るため、2018年1月19日、「知的資源経営WEEK 2017」「東北支援人材サミット」セミナー「企業の「見えない強み」を活用した、事業性理解とその手法」を開催した。

また、これまでの同サミットにおける議論も踏まえて、東北地域の企業が抱える高度な経営課題を解決し得る高度シニア支援人材と経営課題を有する企業とのマッチング事業を実施した。

#### (B) 東北 I M連携協議会との連携事業

2008年2月に設立した東北 I M連携協議会の基盤強化を図るとともに、東北地域のインキュベーション・マネージャー等が支援ノウハウを共有し、連携強化を図ることで、より効果的な新事業創出支援活動を行うことを目的としたワークショップを開催した。

2017年度は、7月に大崎市、10月に山形市でそれぞれ開催した。

#### (ウ) 販路開拓支援に関する業務

##### (A) 被災地域の風評被害対策支援

東日本大震災被災地域の風評被害を払拭し、新たな販路開拓を促進するため、「地域経済産業活性化対策費補助金（福島等復興産学官連携支援事業）」を2017年度は東北地域で5事業者に対して、66,356千円を交付した。

##### (B) 「ビジネスマッチ東北」との連携事業

2017年11月9日、仙台で開催された「ビジネスマッチ東北2017」の「企業支援相談コーナー」にブース出展し、東北管内企業の個別相談に対応した。

### 3. 5. 情報化

#### (ア) I o Tの推進

地方版 I o T推進ラボを通じて I o T、ビッグデータ、AI等の活用及び人材育成等を加速し、I o Tビジネスの創出を推進する地域の多様な取組を支援した。地方版 I o T推進ラボとしては、山形県 I o T推進ラボ、秋田横連携（横手市、大仙市、東成瀬村） I o T推進ラボが選定を受けた。

#### (イ) 情報化支援のための普及・啓発等

##### (a) 国の情報政策の普及・啓発

国の情報政策を普及・啓発させるために、東北総合通信局、東北農政局、東北地方整備局と合同により「第21回地域情報化所管省庁合同施策説明会」を開催し、2017年度経済産業省情報政策の概要について説明した。

##### (b) I T利活用事例の普及・啓発

地域金融機関のサポートによる中小企業の I T導入促進を加速化させるために、金融機関向けの I Tソリューションセミナーを開催した。また、独立行政法人情報処理推進機構との共催により、中小企業 I T利活用・情報セキュリティセミナーを開催し、I T利活用事例や情報セキュリティの最新動向について紹介した。

(ウ) 情報サービス産業の育成

東北地域情報サービス産業懇談会等と連携をとり、セミナー等各種事業を実施、支援した。

また、東北地域・各県の情報産業関係団体との連携・協力により、情報関連産業の育成・高度化を支援した。

各県との連携・協力により、「I o T & E T 展 2017」への「TOHOKU パビリオン」ブースの共同出展を支援した。

#### 4. 産業部

##### 4. 1. 産業振興

(ア) 産業立地の推進

(A) 原子力発電施設周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金

企業の立地促進を通じて電源地域の振興を図るため、原子力発電施設等の周辺地域における大規模工業基地に立地する企業の用地取得に要する費用の一部を補助する事業について申請相談対応を行った。

(B) 東北地域産業開発促進協議会事業の推進

東北地域への産業立地を推進するため、東北 6 県及び関係機関と連携して、投資促進セミナー、高度人材確保のための関東圏の大学等への調査などの事業を実施した。

(C) 工場適地調査、工場立地動向調査

2017 年の工場適地調査は、制度の見直しのため実施されなかった。また、工場立地動向調査を上期、下期の 2 回実施した。2017 年における東北地域の立地件数は 97 件(前年比 23%減)であった。なお、2015 年調査から、電気業のうち太陽光発電施設が調査の対象から除外された。

(D) 工場緑化の推進 (緑化優良工場等表彰)

工場立地法の精神を踏まえ、工場緑化の一層の推進を図り、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与するため行われているものである。〈2017 年度表彰企業〉

・経済産業大臣表彰

該当なし

・東北経済産業局長表彰

該当なし

・日本緑化センター会長賞

株式会社最上世紀 (山形県)

・日本緑化センター会長奨励賞

該当なし

(イ) 産業施設の整備

「工業用水道事業法」に関する業務

工業用水道 (29 施設、総給水能力 2,294 (千 $\text{m}^3$ /日)) 及び自家用工業用水道 (38 事業所、総給水能力約 5,951 (千 $\text{m}^3$ /日)) について、事業運営を適正かつ合理的なものとするための指導・監督を行った。

(ウ) 「自転車競技法」及び「小型自動車競走法」の施行

自転車競技法に基づき、管内の競輪場の設置者および場外車券売場の設置者から施設変更に係る施設改修計画 (15 件) を受理した。また、同設置者に対し各施設調査 (定期、特別) を 3 件実施し、施設の基準適合状況を確認した。

また、小型自動車競争法に基づき、管内の場外車券売場の設置者から施設変更に係る施設改修計画 (3 件) を受理した。

##### 4. 2. 通商・国際化

(ア) 地域中小企業等の海外展開支援

(A) 東北地域貿易促進協議会事業の推進

東北 6 県及び仙台市、経済団体、金融機関、支援機関等 37 機関により構成される「東北地域貿易促進協議会 (新輸出大国コンソーシアム東北地域ブロック会議)」を 2018 年 2 月に開催し、地域企業の海外展開支援について検討を行った。

(B) JAPAN ブランド育成支援事業

地域の事業者等が一丸となって地域の優れた素材や技術等を活かし、地域産品の魅力を更に高め、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組に要する経費の一部を補助した。2017 年度は 12 事業者に対し、67,917 千円を交付した。

(イ) 対日投資の促進

2003 年度から「対日直接投資総合窓口」を設置しており、対日投資の促進について支援・相談業務を行った。

(ウ) 貿易管理

(A) 貿易管理事務の実施

「外国為替及び外国貿易法」、「関税暫定措置法」等貿易関係法令に基づき許可・承認等を行った。処理件数は、輸出許可 65 件、包括輸出許可 8 件、役務取引許可 5 件、包括役務取引許可 3 件、輸出承認 4 件、輸出承認証の内容変更承認 2 件、輸入承認 33 件、輸入承認証の有効期限の延長承認 14 件、輸入事前確認 20 件、関税割当証明

書の発給 21 件であった。

#### (B)貿易管理体制の構築支援

「安全保障貿易管理説明会」等の貿易にかかわる各種説明会を開催した。管内大学の輸出管理体制の構築等を目的に「東北地域大学輸出管理ネットワーク会議」を設置した。

### 4. 3. 中小企業

#### (ア) 中小企業金融

東日本大震災の影響を受けた企業には、東日本大震災復興特別貸付や東日本大震災復興緊急保証を、その他の経済環境の変化に対してはセーフティネット保証制度等の資金繰り支援制度の普及を行った。

また、管内中小企業の金融の円滑化等に資するため、金融関係団体、中小企業団体、政府系金融機関等との情報交換会を開催した。

さらに、東北各県の信用保証協会に対しては、信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金の交付を行った。

#### (イ) 中小企業の組織化

生産性や価値実現力の向上、対外交渉力の強化等中小企業の直面する課題の解決を図るため、協同組合、商工組合等各種組合制度の活用を推進している。東北経済産業局所管の組合数は、事業協同組合（連合会含む）が 86 組合、商工組合 1 組合となっている。（2017 年度末現在）

#### (ウ) 小規模事業者支援

地域の経営支援体制を強化するため、地域の支援機関と連携しながら様々な経営課題に対応する「よろず支援拠点」を東北 6 県に整備し、相談対応を実施。また、支援ポータルサイト「ミラサポ」を活用し、東北管内の支援ネットワークである 11 の「地域プラットフォーム」において、高度な専門家派遣を実施した。

2014 年 6 月 27 日に制定された小規模企業振興基本法及び同日改正された商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき、小規模事業者の経営の発達に特に資するために商工会及び商工会議所が策定、実施する経営発達支援計画について、第 5 回目の認定に向けた支援を行ったほか、認定を受けた事業者に対する実施状況等調査を行った。

また、福島県が設置した、「オールふくしま中小企業・

小規模事業者経営支援連絡協議会」（2015 年 10 月設立）において、顧問機関として全体会議や地域ネットワーク会議に参加した。

#### (エ) 下請企業対策

親事業者の不正な取引行為を迅速かつ効果的に規制するため、下請代金支払遅延等防止法に基づく立入検査を 62 事業所に対して実施し、立入検査を実施した親事業者に対し、事務処理要領に基づいた行政指導を 59 事業者に対して行った。さらに、下請取引の適正化を一層推進するため、3 か所で下請取引適正化推進講習会を開催した。

#### (オ) 官公需確保対策

2017 年 7 月 25 日に決定された「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について、国の出先機関、地方自治体等へ周知を図るため、各県で官公需確保対策地方推進協議会を開催した。

また、官公需における事業協同組合等の積極的活用を図るため、官公需適格組合について継続証明を 40 件、新規の証明を 3 件実施するとともに、市町村向けに当該制度の周知文書を通知した（2017 年度末現在の官公需適格組合数 100 組合）。

#### (カ) 中小企業相談官制度による指導

中小企業者の抱える各種の問題解決に資するため、相談等業務の窓口を開設し、67 件の相談等に対応した。内容別では、取引に関する相談（契約上のトラブル、取引代金のトラブル等）が過半数を占め、次いで施策情報に関する相談が多かった。

また、東日本大震災に関する中小企業者の相談については、特別相談窓口を設置し、2017 年度末までに 1,301 件の相談等に対応した。

#### (キ) 中小企業再生支援事業

産業競争力強化法第 127 条の規定に基づく認定支援機関に設置した中小企業再生支援協議会において、窓口相談による助言や再生計画の策定支援を行った。2017 年度の実績は、相談件数（一次対応）154 件、再生計画の策定完了件数（二次対応）138 件となった。また抜本的な再生計画の策定支援を加速するため、各協議会の支援体制強化に引き続き取り組んだ。

#### (ク) 中小企業事業・引継ぎ承継支援事業

地方自治体と支援機関等が連携し、地域の事業承継支

援を目的とする事業承継ネットワーク事業が開始され、岩手県と宮城県に地域事務局が設置された。この関係機関が参加する会議に参加し、施策情報の提供等を行い、事業承継支援体制の整備・構築、事業承継診断の実施による事業承継ニーズの掘り起こし等への助言を行った。

(ケ) 経営革新等支援機関に関する業務

中小企業支援の担い手の多様化・活性化を図るため、中小企業経営力強化支援法(2012年8月30日施行)により、既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う機関(経営革新等支援機関)を認定する制度が創設された。中小企業等経営強化法(2016年7月1日施行)の施行後は、本法律に基づく。経営革新等支援機関として2017年度末までに1,072機関を認定した。

また、認定を受けた支援機関に対し、活動の活発化、支援能力向上、連携の促進を図るため、各県において「認定支援機関向け研修会」を実施した。

(コ) 経営力向上計画に関する業務

中小企業等経営強化法(2016年7月1日施行)に基づき、経営力向上計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者に対して、一定の設備等の取得に関する固定資産税の軽減や資金繰り等の支援を措置する制度が創設され、本制度の周知活動並びに経営力向上計画の認定を行った。(認定件数 1,115件 2017年度末現在)

(サ) 中小企業経営強化税制に関する業務

中小企業等経営強化法(2016年7月1日施行)の認定を受けた経営力向上計画に基づき、生産性の向上につながる設備投資の促進を目的に設けられた本税制措置の周知活動並びにB類型の投資計画の確認を行った。(確認件数 115件 2017年度末現在)

(シ) 消費税転嫁対策

2014年4月1日の消費税率引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、中小企業・小規模事業者等に対する消費税転嫁拒否事案に係る悉皆的書面調査で得られた被疑情報等を基に、事業者への電話や訪問ヒアリング等を1,718件行うとともに、消費税転嫁対策特別措置法に基づく立入検査を6件実施した。

また、下請適正化推進講習会を始めとする各種説明会及び商工会・商工会議所が実施する消費税転嫁対策セミナー等に講師を派遣し普及啓蒙活動を行った。その他、管内主

要都市の大規模小売事業者、商店街及び業界団体等を訪問し、消費税の適正な転嫁要請や価格表示を確認するGメンパトロールを35件行うとともに、電話及びEメールによる消費税転嫁に関する相談対応を行った。

(ス) 新事業活動促進支援事業

(A) 新連携支援事業

(a) 異分野連携新事業分野開拓計画の認定

「中小企業等経営強化法」に基づき、事業計画の認定を行った。東北管内の2017年度の認定件数は4件で、2005年度から2017年度末までの認定件数は74件である。

(b) 商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金(新連携支援事業)の交付

異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた中小企業が、産学官で連携し、事業計画に基づき実施する新しいサービスモデルの開発、市場調査、展示会等への出展等に必要な経費の一部を補助した。2017年度は3件、5,902万円を交付した。

(B) 地域資源活用新事業展開支援事業

(a) 地域産業資源活用事業計画の認定

「中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(中小企業地域資源活用促進法)に基づき、事業計画の認定を行った。東北管内の2017年度の認定件数は13件で、2007年度から2017年度末までの認定件数は154件である。

(b) ふるさと名物応援事業補助金(地域産業資源活用事業)の交付

地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者が、事業計画に基づき実施する新商品・新役務の開発、市場調査、展示会等への出展等に必要な経費の一部を補助した。2017年度は30件、5,702万円を交付した。

(c) ふるさと名物応援宣言

地域産業資源を活用した事業活動の促進により地域経済の活性化を図るため、市町村において、地域を挙げて支援を行う地域産業資源を活用した商品・役務(ふるさと名物)を特定し、情報発信を行う「ふるさと名物応援宣言」の取組を推進した。2017年度は9件の宣言が行われた。これにより、東北経済産業局管内でのふるさと名物応援宣言は29件となった。

(C) 農商工等連携事業

(a) 農商工等連携事業計画の認定

「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」(農商工等連携促進法)に基づき、事業計画の認定等を行った。東北管内の2017年度の認定件数は4件、2008年度から2017年度までの認定件数は73件(農商工等連携支援事業計画1件含む。)である。

(b) ふるさと名物応援事業補助金(農商工等連携事業)の交付

農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者が、事業計画に基づき実施する新商品・新役務の開発、市場調査、展示会等への出展等に必要経費の一部を補助した。2017年度は10件、1,988万円を交付した。

#### 4. 4. 商業・流通・サービス産業

(ア) 商業振興

(A) 「中心市街地の活性化に関する法律」関連の業務

中心市街地活性化基本計画の認定を目指す市町に対し、協議会への出席などを通じて指導・助言を行った。また、計画の認定を受けた18市に対しては、現地に赴き事業の進捗状況の把握に努めるとともに、状況に応じた指導・助言を実施した。

(B) 「地域商店街活性化法」関連の業務

商店街振興組合等の「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(地域商店街活性化法)」第4条の規定に基づく、地域住民ニーズに応じて実施する商店街活性化の取組についての事業計画提出に向けた支援を行った。

(C) 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(中心市街地再興戦略事業)

中心市街地の活性化を図るために、補助事業の活用を検討している事業者などからの相談に対し、指導・助言を行うとともに、1件に対し、250,000千円の補助金を交付した。

(D) 商店街・まちなかインバウンド促進支援事業費補助金(中心市街地活性化事業)

外国人観光客の消費を取り込み、中心市街地及び周辺地域の活性化を図るために、補助事業の活用を検討している事業者などからの相談に対し、指導・助言を行うとともに、1件に対し、57,445千円を交付した。

(E) 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(地域商業自立促進事業)

商店街組織等が、商店街等における「少子・高齢化」、「地域交流」、「新陳代謝」、「構造改善」、「外国人対応」、「地域資源活用」の分野に係る、新たな取組について、補助事業の活用を検討している商店街組織からの相談に対し、指導・助言を行うとともに、5件に対し、180,106千円の補助金を交付した。

(イ) 流通・サービス産業

(A) サービス産業の生産性向上

サービス産業全体の生産性の底上げを図るため、「おもてなし規格認証」、「サービス等生産性向上IT導入支援事業」の周知活動や相談対応を行った。

(B) ヘルスケアビジネス創出の推進

ヘルスケアビジネスの創出を通じた地域活性化に向け、国の施策の方向性やヘルスケアビジネスの取組についてセミナーを開催し、機運醸成を図った。

自治体を対象に連絡会議を開催し、取組方針の周知及び情報交換を促し、地域版協議会設立等の自発的な取組を促した。

(C) 物流効率化対策に関する業務

環境負荷の小さい物流の実現を図るため、二酸化炭素の削減に効果のある物流効率化事業を支援するとともに、鉄道へのモーダルシフトの推進を図ることを目的に、鉄道貨物協会仙台支部、仙台地方通運業連盟等と共催により、「鉄道コンテナ見学会」を開催した。

(D) 「大規模小売店舗立地法」に関する相談等

大規模小売店舗立地法の運用主体(県・政令市)及び関係事業者から寄せられる法の解釈・運用等に関する相談等に対応した。

また、大規模小売店舗立地法の趣旨にのっとった統一的運用が図られるよう大規模小売店舗立地法都道府県等連絡会議(北海道・東北ブロック)を北海道経済産業局と共催で実施した。

(ウ) コンテンツ産業支援に関する業務

東北地域におけるコンテンツを活用した地域活性化のため、放送事業者、コンテンツ制作会社、地方公共団体等を対象に「コンテンツグローバル需要創出基盤整備事業(JLOP4)」等の広報を実施し、東北地域発コンテンツの海外発信を促進した。また、地域中核企業創出・支援事業において、地域コンテンツ産業振興と観光産業振興事業を実施し、ネットワーク形成やハンズオン支援を行った。

さらに、交流人口増加がもたらす消費拡大の取組のモデル事業の重点的推進として、東北の地域資源の1つである酒蔵を交流人口拡大の資源とした民主導の取組である「東北酒蔵街道」の活動支援（ニーズ調査、コンシェルジュとの連携等）を行った。

#### 4. 5. 消費者保護

##### (ア) 「特定商取引法」の施行

特定商取引法の円滑な運用のため、違反の疑いのある事業者の調査を行った。また、訪問販売業者1社に対し、行政処分を行った。

##### (イ) 「割賦販売法」の施行

###### (A) 互助会（前払式特定取引）事業者の指導

割賦販売法に基づき各種申請、届出書類95件の審査を実施し適切な法律の運用に努めた。また、予約前受金残高報告、前受金保全措置届出104件の審査を実施し、事業者において会員債務の弁済財源の確保が適切になされていることを確認した。

事業者の業務の適切性確保のため、3社の立入検査等を実施した。

###### (B) 友の会（前払式特定取引）事業者の指導

割賦販売法に基づき各種申請、届出書類18件の審査を実施し適切な法律の運用に努めた。また、予約前受金残高報告、前受金保全措置届出40件の審査を実施し、事業者において会員債務の弁済財源の確保が適切になされていることを確認した。

事業者の業務の適切性確保のため、3社の立入検査等を実施した。

###### (C) 信用購入あっせん（クレジット）業者の指導

法律に基づき各種申請、届出書類154件の審査を実施し適切な法律の運用に努めた。

事業者の業務の適切性確保のため、5社の立入検査等を実施した。

##### (ウ) 消費者相談の処理

消費者から相談を受付し処理した件数は、326件であった。

##### (エ) 情報交換、消費者及び事業者の啓発

消費者トラブルを円滑に処理するため、「県内行政機関と仙台弁護士会・宮城県司法書士会との懇談会」（年2回）等の会議へ出席し情報交換を行った。

また、改正特定商取引法の施行を踏まえ、管内相談員等向けに説明会を行うとともに、事業者啓発として、業界団体等が実施する会議等において同法に関する説明を行った。

##### (オ) 製品安全対策

###### (A) 「電気用品安全法」の施行

法律の円滑な運用のため、製造・輸入事業者からの届出の受理や関係業者への指導を行い、違反対応を行った。

###### (B) 「家庭用品品質表示法」の施行

法律の円滑な運用のため、関係業者への指導を行った。

###### (C) 「消費生活用製品安全法」等の施行

法律の円滑な運用のため、製造・輸入事業者からの届出の受理や関係業者への指導を行った。

###### (D) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」の施行

法律の円滑な運用のため、製造・輸入事業者からの届出の受理や関係業者への指導を行い、違反対応を行った。

###### (E) その他の製品安全関係

一般消費者の安全意識を高めるため、製品安全セミナーを青森県藤崎町、山形県鶴岡市で開催した。

11月の製品安全総点検月間には、仙台合同庁舎内の行政情報プラザにおいて、啓発ポスターや事故品を掲示した。

#### 4. 6. アルコール

##### (ア) 概要

工業用アルコールが酒類原料に不正に使用されることを防止しつつ、安定的かつ適正な供給を確保するため、アルコールの製造、輸入、販売、使用については、事業者等に対して許可制を採用している。さらに、許可制度の導入に併せて、事業者からの定期的な報告による事後チェック等を行い、その確認のため立入検査を実施している。

##### (イ) 管内の業務概況

###### (A) 許可事業者数等

管内の2017年度末における許可事業者は、製造者が0社、販売事業者が46社、使用事業者が267社となっている。

###### (B) 定期報告に基づく書類検査

許可事業者は、毎年5月末日までに、前年度におけるアルコールの譲渡・譲受数量、使用数量、製品等の出来高等を記載した報告書を提出する。2017年度は315件の報告

書を受理し、適正な流通管理が行われているかや不正使用等がないかを確認する書類検査を行った。

(C) 立入検査

アルコールが許可どおり適正に使用されているか等を確認するため、2017年度は104事業所の立入検査を実施した。その結果、不利益処分（業務改善命令等）を行った事案はなかった。

5. 資源エネルギー環境部

5. 1. 電気・ガス

(ア) 電源開発に関する業務

(A) 電源三法に係る交付金の交付

発電用施設の周辺地域において、公共用施設整備などの住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業を促進し、地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的に、次のとおり、交付金を交付した。

(a) 電源立地地域対策交付金

新潟県を含む東北7県に対して、同交付金を交付(140件(423事業)、352億25百万円)した。

(b) 福島特定原子力施設地域振興交付金

福島県に対して、県内の経済社会若しくは住民の生活への原子力事故による影響の防止若しくは緩和又はその影響からの回復を図ることを目的として、同交付金を交付(8件(80事業)、83億73百万円)した。

(c) 交付金事務等交付金

新潟県を含む東北7県に対して、同交付金を交付(7件、13百万円)した。

(B) 広報・調査等対策交付金

原子力発電施設(関連施設を含む)の周辺地域住民に対する原子力発電に関する知識の普及、生活に及ぼす影響に関する調査と連絡調整等を目的として、青森県、宮城県、福島県、新潟県に対し総額2億96百万円を交付した。

(C) エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金

原子力発電施設が立地する自治体等が実施する、エネルギー構造の高度化に向けた地域住民等の理解促進に資する事業に対し、補助を行った。(2017年度は27件採択)。

(イ) 電気事業に関する業務

(A) 電気事業法に係る許可、届出

電気事業法に基づく発電事業の届出の受理、特定自家用

電気工作物接続届出の受理等の手続業務を実施した。

発電事業届出 17件

特定自家用電気工作物接続届出 5件

(B) 発電用水利に関する河川法協議

「河川法第35条第1項(関係行政機関の長との協議)」の規定に基づく河川管理者からの協議(58件)に対して回答を行った。また、電気事業法第103条第1項の規定に基づく河川管理者からの協議(3件)に対して回答を行った。

(C) 計量法立入検査実施状況

計量法第148条第1項に基づき、指定製造者等に対して立入検査を1件実施した。

(D) 電力需給ひっ迫時の連絡体制の整備

東日本大震災後、管内の需給バランスが厳しい状況となったことを受け、管内の商工団体、消費者団体、電力業界団体、自治体等による連絡会が組織されており、需給ひっ迫時に備え、連絡会々員等の連絡体制の整備を行った。

(ウ) ガス事業に関する業務

(A) ガス事業に係る申請等

「ガス事業法」に基づき、一般ガス導管事業者(管内33事業者)及びガス小売事業者(管内147事業者)からの申請等を処理した。

一般ガス導管事業者申請等件数

件名	件数
供給区域の変更の許可	5
ガス工作物の変更届出	2
託送供給約款の変更届出	4
託送供給約款制定不要承認	21
最終保障約款の届出	1
最終保障約款の変更届出	11

ガス小売事業者申請等件数

件名	件数
ガス小売事業登録申請	2
ガス小売事業変更登録申請	4
ガス小売事業変更登録届出	58
ガス小売事業の承継届出	2
ガス小売事業の廃止届出	3

(B) ガス事業法改正に係る手続等

2017 年 4 月から施行された改正ガス事業法により、従来の旧一般ガス事業者及び旧簡易ガス事業者(みなしガス小売事業者)がガス小売事業者として登録された(管内 145 事業者)。また、他燃料との競争が少ないとして経過措置料金規制の指定を受けている指定旧供給区域(旧一般ガス事業 1 供給区域)及び指定旧供給地点(旧簡易ガス事業 83 地点群)を有する事業者から 4 半期毎に定期報告を受け、指定解除要件を満たしたものについて指定を解除した(1 供給区域、29 地点群)。

(C) 被災都市ガス導管移設復旧支援事業費補助金

本補助金は東日本大震災による地震や津波により、広範囲かつ甚大な被害が生じた岩手県、宮城県及び福島県内の各地方自治体において策定された復興計画に基づき実施される道路の嵩上げ等に伴い、都市ガス事業者が実施するガス導管の再敷設等に要する費用を補助することにより、被災地域のガス導管の復旧を促進し、ガスの安定供給を図ることを目的としている。3 事業者に対し 1 億 26 百万円の交付を決定した。

5. 2. 省エネルギー・新エネルギー

(ア) 省エネルギーの推進

(A)「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(省エネ法)の施行

事業者によるエネルギーの使用合理化の徹底を図ることを目的に、定期報告書に基づき、工場・事業場でのエネルギー消費原単位が中長期的に大きく悪化している事業者や、判断基準の遵守状況に問題があるエネルギー管理指定工場等に対し指導等を実施した。

特定事業者等数及びエネルギー管理指定工場等数

	事業者	第 1 種	第 2 種	計
青森県	114	52(47)	68(71)	120(118)
岩手県	117	63(62)	71(73)	134(135)
宮城県	156	97(100)	117(122)	214(222)
秋田県	97	44(44)	52(51)	96(95)
山形県	120	51(52)	70(76)	121(128)
福島県	151	130(132)	144(145)	274(277)
計	755	437(437)	522(538)	959(975)

※2017 年度末現在、括弧書きは 2016 年度末時点

特定荷主の指定状況

地 域	件数
青森県	3(3)
岩手県	2(2)
宮城県	6(6)
秋田県	0(0)
山形県	5(5)
福島県	4(4)
合 計	20(20)

※2017 年度末現在、括弧書きは 2016 年度末時点

(B) エネルギー管理優良工場及び同功績者の東北経済産業局長表彰の実施

2009 年度から局独自の表彰制度を創設しており、2017 年度はエネルギー管理優良工場等 2 工場等、功績者 5 名を表彰した。

(C) エネルギー使用合理化シンポジウム東北の開催

省エネルギー推進に資するため、管内の特定事業者等を対象にエネルギー使用合理化シンポジウム東北を開催した。

・2018 年 2 月 15 日 仙台市 153 名参加。

(D) 東北地域エネルギー・温暖化対策推進会議の開催

東北地域における温暖化対策に関する情報交換・共有や、地域の地球温暖化対策に関する自主的な取組を促進することを目的に、第 13 回会議を 2017 年 10 月 30 日に仙台市において開催した。

(E) J-クレジット制度の普及啓発

中小企業等におけるクレジットの創出及び管内で創出されたクレジットの活用に対する手続等の支援を実施した。

また、制度の普及啓発・活用促進のため、説明会や協議会の開催、優良事例の表彰等を実施した。

(F) エネルギー広報に関する業務

エネルギー消費量の増大する夏季及び冬季において、家庭やオフィスでの省エネを呼びかけるため、省エネルギーキャンペーンを展開した。

【夏季】

2017 年 6 月 5 日～8 月 31 日:

冷房温度 28℃を呼びかける懸垂幕の掲出

2017 年 7 月 1 日～7 月 31 日:

省エネ関連情報のパネル展示(行政情報プラザ)

2017 年 8 月 5 日～6 日及び 9 月 9 日～10 日:

イオンモール盛岡南及び秋田にて夏の省エネルギーキャンペーン「みんなで学ぼう!!2017 省エネ・節電学園」を開催。次世代層である子供向けのエネルギー講座や、発電体験を通して省エネルギー・節電の意識の向上を図った。

【その他】

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議で決定された夏季及び冬季の「省エネルギー対策について」をプレスリリース及びホームページで周知した。

(イ) 新エネルギーの導入促進

(A)「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(FIT法)の大臣認定

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達を義務づける「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、基準に適合する事業計画の大臣認定を実施した。

また、同法に基づき、2018年度分として88事業者の賦課金特例(減免)の大臣認定を実施した。

設備認定状況

	認定件数
太陽光発電設備	159,533(147,619)
風力発電設備	4,139(3,039)
水力発電設備	77(72)
地熱発電設備	10(9)
バイオマス発電設備	113(107)
合計	163,872(150,847)

※2017年度末現在、括弧書きは2016年度末時点

(B)新エネルギー普及広報事業の実施

東北再生可能エネルギー利活用大賞表彰の実施等広く新エネルギーの普及・促進に努めた。

(C)地熱開発理解促進関連事業支援補助金

地熱資源を開発している又は今後開発を予定している地域等において、地熱開発に対する理解を促進し地熱の有効利用を通じた地域振興を目的として行う事業に要する経費を補助した(2017年度は6件)。

5. 3. 資源・燃料

(ア) 石油業に関する業務

(A)石油製品の安定供給確保

(a)「石油備蓄法」の施行(販売事業者の届出)

石油の安定供給確保のため、「石油の備蓄の確保等に関

する法律」第27条に基づき、石油販売業の届出(開始、変更、廃止)を審査、受理の上、経済産業大臣に対して進達(2017年度:731件)を行った。

(b)普及啓発のための懇談会等の実施

石油製品(含む、液化石油ガス)の需給・流通及び取引に関する消費者の理解を深めるため、一般財団法人エルピーガス振興センターとの連携により、学識経験者・消費者・販売業者及び行政関係者からなる懇談会を開催し、石油製品に関する情報提供を行うとともに、意見交換を行った。

・東北地方液化石油ガス懇談会(2017年10月2日(仙台市))

・東北地方灯油懇談会(2017年11月17日(仙台市))

(c)「揮発油等の品質の確保等に関する法律」(品確法)の施行

品確法に基づく新規登録又は登録内容の変更及び品質維持計画認定に関する業務を行った。2017年度実績は、新規登録件数:6件、変更登録件数:138件、維持計画認定(新規)件数:42件、維持計画認定(延長)件数:1,267件。

(d)品確法に基づく立入検査の実施

品確法に基づく揮発油販売業に係る登録内容確認及び揮発油・軽油・灯油の収去、分析による販売石油製品の品質維持確認のための立入検査を実施し、必要により指導を行い、法令遵守の徹底に努めた。2017年度の立入検査実施件数:43件。

(B)石油貯蔵施設立地対策等交付金

石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図り、もって石油貯蔵施設の設置の円滑化に資することを目的に、1978年度から石油貯蔵施設立地対策等交付金を石油貯蔵施設の立地する県・市町村等に交付しており、2017年度は、東北管内5県・市町村等を対象に総額759,357千円を交付した。また、交付金事業に必要な事務費として対象5県に対し事務等交付金総額918千円を交付した。

(C)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化

(a)「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液化石油ガス法)」の施行

液化石油ガス法に基づき、関東東北産業保安監督部東北支部保安課とともに、液化石油ガス販売所等の届出(新設、変更、廃止、承継)の審査、受理の業務を行った。2017年

度 届出処理件数：33 件(新設、変更、廃止、承継 合計)

(b)液化石油ガス法に基づく立入検査の実施

LP ガス料金の透明化及び取引の適正化を図ることを目的に、液化石油ガス販売事業者による法令等の遵守状況確認に係る立入検査を実施し、必要により指導を行い、法令遵守の徹底に努めた。2017 年度の立入検査実施件数：4 件。

(c)研修会の実施

東北液化石油ガス保安協議会(関東東北産業保安監督部東北支部保安課 ほか)主催の液化石油ガス販売所等に対する「業務主任者等保安研修会」に講師として職員を派遣し、取引の適正化に係る周知を図った。(2017 年度仙台市で実施)

(イ) 鉱業に関する業務

(A)鉱業出願処理の促進

(a)鉱業出願処理

鉱業出願と公益又は他産業との調整のため県、森林管理局等と協議を実施し、出願処理の促進を図った。2017 年度の処理件数は、許可 26 件、不許可 1 件、却下 1 0 件、取下げその他 197 件であった。

(b)登録

鉱業法及び鉱業登録令に基づき、2017 年度に実施した鉱業権、租鉱権に関する登録件数は 151 件であり、また、登録免許税は 1,983 千円であった。

(c)鉱業権の取消し

鉱業法に基づく着手義務等違反により、2017 年度に取消しを行った鉱業権は 5 件であった。

(d)施業案の処理

鉱業の着手に際し、施業方法を記載した施業案の審査、認可等を実施した。2017 年度の処理件数は、採掘 11 件であり、鉱種別では、金属 1 件、非金属 3 件、石灰石 5 件、石油可燃性天然ガス 2 件であった。

## 5. 4. 環境・リサイクル

(ア) 環境関連産業に関する業務

(A)環境関連施策の推進

(a) 3 R (リデュース・リユース・リサイクル)の推進

循環型社会の形成に向けて 3 R の取組を推進するため、庁舎 1 階ロビーの「行政情報プラザ」において、ポスター掲示等により広報を行った。また、「E×E メールマガジ

ン」の発信等により環境・リサイクル関連政策の情報発信を行った。

また、秋田大学において「あきたアーバンマイン開発マスター養成コース」の講師を務めた。

(b)リサイクルの普及啓発(身近なリサイクル)

リサイクルの必要性和循環型社会形成に向けた取組につなげるため、小学生親子を対象とした親子リサイクル体験教室(2か所)及び消費者・家電小売店等を対象とした家電リサイクル施設見学会を開催し、啓蒙・普及を行った。

(c)環境ビジネス等の振興

効果的な産業公害防止管理や環境経営の推進と環境ビジネスの取組支援を目的に、効果的な環境マネジメントシステムの導入方法についての検討会(4回)を開催し取りまとめたほか、セミナーを仙台市内で2回、ワークショップを東京で1回開催し、環境関連の事業展開について企業等の意識醸成を図った。

(B)産業公害防止業務

公害防止対策の促進に資するため、各県の環境審議会、宮城県フロン回収事業協会総会、日本鉄リサイクル工業会東北支部総会、フッ素ホウ素処理協会総会等に出席した。

また、河川の水質汚濁対策及び河川環境の保全に関する東北管内 14 水系水質汚濁対策連絡協議会に参画し、関係機関と連絡調整を行った。

(イ) リサイクルの促進

(A)「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」の施行

容器包装リサイクル協会、東北農政局と協力した各種説明会を開催した。また、関係事業者に対する再商品化義務履行の指導を行うとともに、容器包装多量利用事業者からの定期報告の受理、事業者等からの相談に対応した。

(B)「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の施行

小売店、指定引取場所及び再商品化等施設に対し、廃家電(家電4品目)の引取・引渡等が適正に行われているか確認・指導するため、2017 年度は立入検査・調査を 51 件実施するとともに、事業者等からの相談に対応した。

(C)「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」の施行

指定引取場所、再資源化施設及び解体業者に対し、再資源化行為が適切に行われているかを確認・指導するため、

2017年度は立入検査を30件実施した。

(D)「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」の施行

小型家電認定事業者等に対し、再資源化行為が適切に行われているかを確認・指導するため、2017年度は立入検査を2件実施した。

また、小型家電のリサイクルを促進するために、小型家電認定事業者をメンバーとした「第1回東北地域小型家電リサイクル連絡会」を開催し、情報交換及び意見交換を行った。

(E)「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の施行

識別表示等に係る相談に対応した。